

香川県報



第 40 号

平成 18 年

5 月 23 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則

（職員課）

一

●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（ ）

（ ）

告 示

保安林の指定予定の通知

（みどり保全課）

二

保安林の指定の解除予定の通知

（ ）

二

障害者自立支援法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

土地収用法の規定による事業の認定

（土木監理課）

三

道路の供用開始

（道路課）

三

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

四

規 則

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十八号

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定

める規則

障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十八年香川県条例第十八号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年五月二十四日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第五十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年香川県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年五月二十四日から施行する。

告 示

香川県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

丸亀市本島町大浦字宮小路六五の一、六七の一、六八から七六まで、七七の一、七八の一、九五の一、九六から一〇六まで、一〇七の一、一一一、一一三、一一四の甲、一五の甲、一一六の甲

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び丸亀市産業部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

香川県告示第四百三十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十八年五月二十三日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 解除に係る保安林の所在場所
 東かがわ市引田字檜四三六〇の一〇〇
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- 香川県告示第四百三十五号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇九四一 六三	軽費老人ホーム サイドサンシャ イン 小豆郡小豆島町蒲 生甲三五〇	社会福祉法人サン シャイン会 小豆郡小豆島町蒲 生甲三五〇	平成十八年 五月十五日	外出介護（身体 障害者）

三七〇〇〇二 〇〇〇三〇一 四三	グループホーム宇 多津 綾歌郡宇多津町平 山二六二八 七三	社会福祉法人鶴足 津福祉会 綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一	平成十八年 五月十五日	共同生活援助 （知的障害者）
------------------------	--	--	----------------	-------------------

香川県告示第四百三十六号
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 起業者の名称
丸亀市
 - 二 事業の種類
史跡快天山古墳周辺整備事業
 - 三 起業地
1 収用の部分
香川県丸亀市綾歌町栗熊東字若狭及び富熊字畑地内
 - 2 使用の部分
なし
 - 四 事業の認定をした理由
平成十八年三月十五日付けで丸亀市より申請のあった史跡快天山古墳周辺整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
- 1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、土地収用法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に該当するため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
 本件事業に必要な用地の取得については、丸亀市土地開発公社が先行取得することとなっているが、平成十九年度末までに起業者である丸亀市が用地を引き取る協定が

締結されていることから、本件事業が実施されることは確実と認められる。

このため、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

丸亀市北部地域には、国指定史跡「丸亀城跡」があり、市民の憩いの場として親しまれているが、南部地域には、地域住民が身近に歴史に接しながら憩うことのできる場がない。

本件事業は、市南部地域に位置し、平成十六年度に新たに国指定史跡となった「快天山古墳」を活用して、その周辺地に、史跡の学習理解を深めるためのガイダンス施設や地域住民が地域の歴史遺産に接しつつ交流することのできる体験学習広場等を整備するともに、快天山古墳の景観の保全と向上を図るものである。

本件事業が完成すれば、市南部地域における歴史学習拠点として、教育的分野での貢献を行うことができるだけでなく、住民が郷土の歴史に誇りを持ち連帯感を深めることで、地域の活性化を促す役割も期待できることから、事業施行により得られる利益は、相当程度高いと判断される。

起業地は、大部分が現況山林又は農地であり、移転を要する住家も存在しない。また、住宅地と接する斜面地は緑地として自然環境を保全する計画となっていることから、本件事業が地域社会及び自然環境に与える影響は小さいものと判断される。本件事業は、史跡の存在を前提としているため、起業地は史跡指定地の周辺に位置する必要がある。

史跡指定地の周辺を見ると、西側と南側は既に住宅地となっているのに対して、本件事業の起業地に選定された北側から東側にかけての用地は、移転を要する住家が存在していないうえ、既に平場となっている養鶏施設跡地を利用してガイダンス施設を建設することで造成費を比較的安価に抑えることができるなど、社会的及び経済的観点から利点が多い。このことから、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

から までに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、地域住民が身近に歴史に親しみながら生涯学習やレクリエーションを行うことのできる場を整備するとともに、快天山古墳の景観の保全と向上を図るために施行されるものであることから、土地を収用する公益上の必要性があると認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

丸亀市教育委員会文化課

香川県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年五月二十三日から同年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年五月二十三日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 善通寺府中線（十八号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東坂元字額三七九八番九地先 から 丸亀市飯山町東坂元字額三八一六番二地先 まで	一四・〇 、 二六・四	三八〇	平成十年香 川県告示第 八百四号で 告示した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年五月二十三日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年七月三日まで縦覧に供する。

平成十八年五月二十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十八年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ひまわり

橋本 佐緒理

三 三豊市高瀬町比地一四九八番地一
定款に記載された目的

この法人は、地域で支援を必要とされる児童とその保護者に対して、学童保育などの子どもの健全育成の為の事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

平成十八年五月二十三日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています